熊谷市農業委員会

第２１回総会議事録

令和８年４月２８日（火）

熊谷市農業委員会

熊谷市農業委員会第２１回総会議事録

１　開会・閉会の日時及び場所

(1) 開会の日時　　令和８年４月２８日（火）午後１時３０分

(2) 閉会の日時　　令和８年４月２８日（火）午後３時１５分

(3) 場　　所　　めぬま農業研修センター２階大会議室

２　会議を組織する委員の定数

(1) 定員数　　４７名（農業委員１９名　農地利用最適化推進委員２８名）

(2) 現在数　　４６名（農業委員１９名　農地利用最適化推進委員２７名）

３　出欠席の状況及びその氏名　　下記のとおり

(1) 出席数　　４２名

(2) 欠席数　　４名

農業委員

議席	出欠	氏　　名	議席	出欠	氏　　名
１	出	塚田　修	１１	出	戸森　貫一
２	出	笛木　清	１２	出	森田　豊
３	出	栗原　一森	１３	出	千葉　義浩
４	出	坂本　三郎	１４	出	関口　裕美
５	出	田中　輝久	１５	出	権田　久男
６	出	菊地　修一郎	１６	出	夏目　亮一
７	出	吉田　正己	１７	出	関根　一三
８	出	福田　和行	１８	出	金井　和夫
９	出	西田　茂夫	１９	出	大島　正
１０	出	水野　薫			

農地利用最適化推進委員

議席	出欠	氏　　名	議席	出欠	氏　　名
１	出	中嶋　儀臣	１５	出	笠原　猛
２	出	根岸　勇	１６	出	小林　言孝
３	出	名野　博明	１７	出	水野　照夫
４	出	伊藤　由行	１８	出	小崎　信明
５	出	髙橋　文雄	１９	出	門叶　和男
６	出	中村　安浩	２０	欠	長谷川　隼男
７		（欠員）	２１	欠	村山　努
８	出	井瀬　伝栄	２２	出	青木　大輔
９	出	東　幸好	２３	出	川田　雄一
１０	出	漆原　秋夫	２４	出	原田　知子
１１	出	栗原　加津男	２５	出	若山　美奈子
１２	欠	中島　正樹	２６	欠	中川　登美夫
１３	出	石平　伸一	２７	出	林　和弥
１４	出	小澤　好則	２８	出	茂木　秀孝

４　議　　事

（１）議　案

議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について
議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について
議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について（一時転用）
議案第５号　農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請について
議案第６号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について

（２）報　告

報告事項(１)　農地法第３条の３第１項の規定による届出について
報告事項(２)　農地法第４条第１項第７号の規定による届出について
報告事項(３)　農地法第５条第１項第６号の規定による届出について
報告事項(４)　農地法第１８条第６項の規定による通知について(合意解約)
報告事項(５)　農地法施行規則第２９条第１項第１号の規定による届出について（２ａ未満の農業用施設）
報告事項(６)　時効取得を原因とする農地の権利移転について

５　招　集　者　　熊谷市農業委員会会長　夏目　亮一

６　議事進行状況　　別紙のとおり

事務局次長	皆さん、こんにちは。定刻となりましたので、ただ今から熊谷市農業委員会第２１回総会を開会いたします。 それでは、はじめに夏目会長より、御挨拶をいただきます。
夏目会長	（　夏目会長挨拶　）
事務局次長	ありがとうございました。 以降、進行につきましては、熊谷市農業委員会総会会議規則第４条に、会長が議長となる旨、規定されておりますので夏目会長にお願いいたします。
議　長	それでは、着座のまま会議を進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。 はじめに、本日の総会の委員の出席者数につきまして、事務局より報告をお願いします。
事務局	本日の出席は、農業委員は１９名中１９名であります。また、農地利用最適化推進委員については２７名中２３名の出席でございます。
議　長	事務局より報告がありましたとおり、農業委員の過半数が出席しておりますので、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本日の総会は成立しました。 続きまして、議事録署名委員の選出及び書記の任命について、お諮りいたします。いかが取り計らいましょうか。 （　議長一任の声あり　） 議長一任の声がありました。 それでは、議事録署名委員につきましては、 ５番　　田中委員、 ６番　　菊地委員にお願いいたします。 また、書記には事務局職員を指名します。 それでは議事に入ります。本日、審議いたします案件は、 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について 議案第２号　農地法第４条の規定による許可申請について 議案第３号　農地法第５条の規定による許可申請について 議案第４号　農地法第５条の規定による許可申請について

議　長	（一時転用） 議案第５号　農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請について 議案第６号　農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について 以上、６議案です。よろしく御審議願います。 各議案については概要説明とさせていただき、短時間での審議としたいと思いますので、御協力をお願いいたします。 それでは、議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請についてを上程しますが、新規就農の方をお呼びしておりますので、まず、議案番号３及び４について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は１頁から４頁、議案書資料は１頁から１０頁を御覧ください。また、お手元にお配りしておりますクリーム色の封筒から３番「議案第１号、議案番号１２　〇〇〇〇〇〇〇追加資料　〇〇〇〇〇」という資料をお出しください。 議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請の議案番号３及び４における譲受人は新規就農者となりますが、今回取得予定の農地面積が１，０００㎡を超える面積であるため、「令和５年４月以降の新規就農等の取扱い」に基づき、本総会にお呼びしております。 譲受人は、〇〇として初めての取得となりますが、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇において、既に近隣の農地にて営農している実績がございます。本申請地は譲渡人からの要望を受け、耕作できない農地を取得し、営農を計画するものです。営農計画の内容等は、これから譲受人御本人から説明がございます。改めて議案書資料の４頁から６頁に本件の営農計画書及び作付計画書を一括で記載しておりますので、そちらを御参照いただきながら譲受人の説明をお聞きいただければと存じます。 なお、本案件につきまして事務局といたしましては、譲受人の取得しようとしている農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第３条第２項各号については、許可要件の全てを満たしております。説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。
議　長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。

事務局	特にございませんでした。
議　長	それでは、議案番号３及び４について審議いたします。申請人、○○○○氏の入室を認めます。 （　申請人　○○氏　入室　） 本日は、お忙しいところ大変御苦労様です。新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて説明をお願いします。
申請人	ただいま御紹介いただきました○○と申します。営農計画書に従って説明をいたします。まず、就農動機についてですが○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○したいとのことから○○○○○○○○として農業を行っています。そうした中、近隣土地の地主さんから今後営農する予定もないので遊休化している農地を譲りたいとの申し出があり、引き受けることとして今回の申請となりました。次に農業経験ですが、○○○○○○○○○○○○を中心に農業に従事しています。次に経営規模ですが、まず、労働力は○○○○○ですが、繁忙期には○○○○○○もらう予定としています。次に規模ですが今回申請した○○○○○○○○○○○○を、○○○○○○○○○○○○を作る予定としています。次に基本装備としては○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

申請人	○○○○○出荷します。
若山委員	○○○○○○○○に運んで○○○○ということですね。また、○○○○○○○○○などはあるのですか。
申請人	これまで○○でやっていましたが、現在、○○○○○○○○おり○○○○○に設置予定となっています。
金井委員	○○○○○が少ないように感じます。特に○○○が○○○○○○○となっていますが少ないと思います。
申請人	経験から算出した額を計上しています。
金井委員	○○だけとしても○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○蒔くのですか。
申請人	○○○○で計算しています。
田中委員	通常は○○○○○使うと思うが・・・。○○○○○○○○○○でやっていますか。
申請人	○○です。以前は○○○○でしたが手間を省くため○○としています。かなり○○とは思います。○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○ます。
西田委員	いずれも○○○○ですが、場所はまとまっていますか。
申請人	一部離れている農地があります。
西田委員	遊休農地を譲ってもらうということでしたが、荒れ具合や現在の状況はどうなっていますか。
申請人	当初は○○○○○○○○○ような状況でした。現在は○○○○○で農地に復元しています。
西田委員	今年から作付けをする予定ですか。
申請人	はい。

議　長	他に質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 他に質疑、意見等もないようです。本日は大変ご苦労様でした。申請人の方は退室をお願いいたします。 （　申請人　○○氏　退室　） 申請人と面談した委員から意見等がありましたらお願いします。
栗原委員	特にありません。
議　長	それでは本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第１号における議案番号３及び４について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手多数　） 挙手多数です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。 続きましてもう一件、新規就農の方をお呼びしておりますので議案番号１２を先に審議をいたします。事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は３頁、議案書資料は２頁から１０頁を御覧ください。併せて、「○○○○○○○○○○○○」を御覧ください。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請の議案番号１２につきまして、譲受人は新規就農者であり、今回取得予定の農地面積が１，０００㎡を超える面積であるため、議案番号３及び４と同様、本総会にお呼びしております。 譲受人である○○○○○○○○○○○は、追加資料「○○○○○○○○○○○」にあるとおり、○○○○において営農している実績がご

	ざいます。本案件に際して、〇〇〇〇〇に農地の確認依頼をいたしましたが、全ての〇〇〇から適切に管理されているとの回答がございました。営農計画の内容等は、これから譲受人御本人から説明がございます。改めて議案書資料の７頁から１０頁に本件の営農計画書及び作付計画書を一括で記載しておりますので、そちらを御参照いただきながら譲受人の説明をお聞きいただければと存じます。 　なお、本案件につきまして事務局といたしましては、譲受人の取得しようとしている農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第３条第２項各号については、許可要件の全てを満たしております。説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。
議　長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議　長	それでは議案番号１２について審議をいたします。申請人、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏の入室を認めます。 （　申請人　〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇氏　入室　） 　本日は、お忙しいところ大変御苦労様です。新たに農業経営を行いたいとのことですが、営農計画などについて説明をお願いします。
申請人	〇〇〇〇〇〇と申します。それでは営農計画書に基づいて説明をいたします。まず、就農動機ですが、私たちは〇〇〇〇〇〇に拠点があり、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇にも進出したいと考え、〇〇〇〇〇〇に営農拠点を設け、そこから〇〇〇〇以内の農地において〇〇〇〇を中心に〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇することを考えています。次に、農業経験ですが、〇〇〇とあるのは〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇などを含んでいます。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇となります。研修につきましては、〇〇〇の〇〇〇〇〇〇や〇〇〇〇〇〇〇〇〇が実施する勉強会やセミナーに毎月参加し、情報収集に努めるとともに〇〇の〇〇〇〇〇を通じて地元の農家と情報共有を行っています。〇〇〇ではまだ知り合いの農家が少ないため、〇〇同様に勉強会に参加したり農家さんから情報を集めたりして進めていきたいと考えています。また、〇については、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇があったことに加え、〇〇〇〇〇〇〇

申請人	○○○○○で○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○通い、知識を深めています。 　次に経営規模や労働力ですが、年齢が○○○○○から○○○○○○○○○○おり、経営規模は○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

申請人	該農地の〇〇〇〇〇〇ことが理由です。
若山委員	耕作放棄地で農業をしてもらうのはありがたいですが、〇〇にも耕作放棄地がたくさんあるのではないでしょうか。その中でわざわざ〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇腑に落ちない。〇〇だからと言って信用できる時代環境ではなく、厳しい中できちんとできる見通しについてお伺いしたいと思います。
申請人	まず〇〇〇〇〇〇〇〇であり、〇〇〇〇〇〇〇〇など〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ことを知っています。農業に興味を持つ若者は多いですが、そうした〇〇〇〇になると思ったのが〇〇〇〇〇〇〇〇理由です。また、農地の〇〇については、地元の皆様に迷惑をかけてまで〇〇するつもりはなく、農業は御縁である部分が大きいと思っており、そうした縁の中で〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の中で〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇ことしたものです。
若山委員	〇〇〇〇〇〇などを導入する予定はありますか。
申請人	最終的には〇〇〇〇〇〇も視野に入っています。土地の適性を見ながら最適な作物を作っていく中で、土地の特性をつかんだうえで〇〇〇〇〇〇を導入するということになれば、〇〇〇〇〇中できちんと説明をしていくつもりです。
西田委員	〇〇〇〇〇〇に住んでいるのですか。
申請人	〇〇以外から定住した人もいます。
西田委員	〇〇では他に〇〇〇〇〇〇〇〇〇やっているが状況はどうなっていますか。
申請人	こちらも耕作放棄地であったため農地へ再生を行い、〇〇を育てています。状況によってではありますが、可能であれば〇〇を作付けしていきたいと思っています。
関根委員	〇〇〇〇〇〇〇〇〇ですか。
申請人	〇〇〇〇〇です。

関根委員	○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○になるが、経営成果は○○○○○○○となっているので説明をお願いしたい。
申請人	○○○○○○○○○○いないものとして○○○○○○○○○○○○○○○○があります。この○○○○○○すると全体として○○○○○○○○できています。また、○○○○○○○について○○となっていますが、現在、耕作放棄地を再生している途中の農地があり、これらから収益が上がれば○○○○○○○○○○○○○○○○ほどとなり、○○になると考えています。また、○○○○○○○ではなく、○○○○○○○○○○○○○○○○○○ように○○から○○への変更など○○○○○○○○○を栽培するよう○○を見直していきたいと考えています。
議　長	他に質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 他に質疑、意見等もないようです。本日は大変ご苦労様でした。申請人の方は退室をお願いいたします。 （　申請人　○○○○○○○○○○○氏　退室　） 申請人と面談した委員から意見等がありましたらお願いします。
栗原委員	特にありません。
議　長	それでは本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
青木委員	今回、新規就農者２名から説明を受けたが、例えば動機など議案書資料に無い事項があった。発表時にきちんと聞いていればよいだけであるが、聞き取りづらいことや聞き漏らすこともあるのでこれらも資料として網羅してほしい。
事務局	動機など、営農計画書に書ききれないことも参考になれば、と口頭で報告するよう申請者にはアドバイスしています。しかし、委員の御意見ももっともであるので申請者の負担にならない範囲で資料が整えられるよう事務局で検討したいと考えます。

青木委員	了解した。
議　長	他に質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第１号における議案番号１２について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。 続きましてただいま審議いたしました新規就農に係る案件以外につきまして事務局から説明を求めます。
事務局	議案書は１頁から４頁、議案書資料は１頁から３頁を御覧ください。議案第１号、農地法第３条の規定による許可申請については、先行して御審議いただきました議案番号３、４及び１２を除き、全１３件の申請となっており、取引額、現地確認等は資料に記載してあるとおりです。全案件とも譲受人の経営する全ての農地は適正に管理されており、機械の保有状況、従事日数から、今後についても効率的に利用されていくものと思われ、農地法第３条第２項の各号については、全件、許可要件の全てを満たしております。説明は以上となります。御審議の程、よろしくお願いいたします。
議　長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議　長	それでは、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号１０及び１１については、〇〇〇が〇〇委員でありますため、〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 （　〇〇委員　退席　）

議　長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第１号における議案番号１０及び１１について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。〇〇委員は、入室をしてください。 （　〇〇委員　入室　） 次に、ただいま審議いたしました新規就農及び議事参与制限に係る案件以外の案件につきまして質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
西田委員	議案番号１４について伺いたい。取引価格が〇〇〇〇〇〇となっているが間違いないか。
事務局	確認をしており、間違いではありません。
関根委員	譲受人は何をしている人なのか。
事務局	〇〇〇〇〇〇〇います。同人は、〇〇〇〇〇〇〇

議　長	議案第１号における議案番号３及び４並びに１０から１２まで以外の案件について、本案を許可するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可すべきものと決しました。 次に、議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の５頁と議案書資料の１１頁を御覧ください。議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請については「店舗兼住宅敷地」が１件です。農地区分や申請事由等は、議案書資料に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。
議　長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議　長	本案は議事参与制限がございます。〇〇〇が〇〇委員でありますので〇〇委員は一時退席をお願いいたします。 （　〇〇委員　退席　） それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第２号、農地法第４条の規定による許可申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。〇〇委員は入室してください。

	（　○○委員　入室　）
議　長	次に、議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の６頁から９頁と議案書資料の１２頁を御覧ください。議案第３号、農地法第５条の規定による許可申請については全１０件、内訳は、「自己用住宅」５件、「駐車場」２件、「蓄電施設用地」２件、「特定建築条件付売買予定地及び後退道路」１件です。農地区分や事業の概要等は、議案書資料に記載のとおりです。 ここで議案番号２について補足説明をいたします。議案番号２につきましては、この後御審議いただきます議案第５号、農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請と密接に関連いたしますので、ここで併せて御説明させていただければと存じます。本申請地は一度、○○○○○○を目的として○○○○○○○○○○○○○で農地法第５条許可を取得したところですが、○○○となっておりました。 今回、この土地で○○○○○○○○○○○という承継者が現れたため、改めて新しい申請人を譲受人とする新規の農地法第５条許可申請及び、前回の同法許可申請の計画変更が申請されたものです。当初許可を取り消して新規申請するという方法も考えられますが、当時の許可に基づき、○○○○○○○○○○○○○○○○○いるため、今回、このような手続きが必要になります。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。
議　長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議　長	それでは、議事参与制限に係る案件がございますので先に審議いたします。議案番号９につきましては、○○○が○○委員でありますので○○委員は一時退席をお願いいたします。 （　○○委員　退席　）
議　長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等

議　長	ございませんか。 （　なしの声　） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第３号における議案番号９について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。〇〇委員は入室してください。 （　〇〇委員　入室　） 続いて、先に審議した案件以外につきまして審議をいたします。 それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第３号における議案番号９以外の案件について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請について（一時転用）を上程し事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の１０頁を御覧ください。議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請（一時転用）については全２件、内訳は、「農地改良」１件、「砂利採取及び表土置場」１件です。申請理由については、議案書に記載のとおりです。以上、御審議の程よろしくお願いいたします。

議　長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議　長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第４号、農地法第５条の規定による許可申請について（一時転用）、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第５号、農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請についてを上程しますが、事務局から追加の説明はありますか。
事務局	特にございません。
議　長	本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議　長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。 （　なしの声　） 特に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第５号、農地法第５条の規定による許可後の計画変更申請について、本案を許可相当とするに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　）

議　長	挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり許可相当とすべきものと決しました。 次に、議案第６号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見についてを上程し、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書の１２頁から２１頁までと議案書資料の１３頁を御覧ください。議案第６号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画（案）に対する意見について御説明いたします。今回の促進計画は、議案書の１２頁から２１頁までの促進計画（案)、１４９筆の案件について御審議をお願いいたします。貸借内容につきましては、議案書及び議案書資料のとおりとなっておりますので御確認ください。 今回の農用地利用集積等促進計画（案）で設定する１４９筆は、地域計画の達成に資するよう、地域計画内で作成された目標地図に従い借り受けいたします。また、農地の全てを効率的に利用し耕作等を行うこと、周辺の農地利用への影響がないこと、必要な農作業に常時従事することを考慮し作成しており、各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議　長	事務局の説明が終わりました。本案について、事前に事務局に提出されている質疑等ありますか。
事務局	特にございませんでした。
議　長	それでは、本案について、質疑、意見等を求めます。質疑、意見等ございませんか。
森田委員	今回の計画で集約は進んでいるのですか。
事務局	今回の契約は中間管理の再契約が大部分をなります。このため、前契約において集約は進んでおり、今回はそれを引き継ぐものとなります。
森田委員	わかりました。
議　長	他に質疑、意見等ございませんか。

	（　なしの声　）
議　長	他に質疑、意見等もないようですので、これより採決いたします。議案第６号、農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について、本案を承認するに賛成の委員の挙手を求めます。 （　挙手全員　） 挙手全員です。よって、本案については、原案のとおり承認すべきものと決しました。 以上で全議案の審議が終了いたしました。 続きまして、報告事項（1）から（6）につきましては、「熊谷市農業委員会事務専決規程」に基づき、専決処分済みの事項でありますので、御了承をお願いいたします。それでは、以上で本日の議案、報告、全て終了いたしましたので議長の職を解かせて頂きます。ありがとうございました。
事務局次長	夏目会長、ありがとうございました。次に次第の６、その他に移らせていただきます。 【令和８年度農業関係予算説明を農業政策課、農業委員会事務局より説明。続いて、生産農地のあっせんについて、妻沼地内で発生した地下水汚染について、緑の羽根募金について、〇〇地内の営農型太陽光についてをそれぞれ農業委員会事務局から説明、了承。】 事務局からは以上ですが、皆さまから何かありますでしょうか。 （　なしの声　） それでは、閉会のあいさつを田中会長職務代理にお願いいたします。
田中職務代理	（　閉会のあいさつ　）
事務局次長	ありがとうございました。

農業委員会事務局職員

局長	柏木　純一
次長兼農政係長	佐藤　雅史
農地係長	塩澤　公介
主任	吉永　　剛

産業振興部農業政策課職員

主査	飯田　正乃

令和８年４月２８日

熊谷市農業委員会

会　　長　　夏　目　亮　一

署名委員　　田　中　輝　久

署名委員　　菊　地　修　一　郎